

税金

町税

問 税務課 ☎0745-45-6373

個人町県民税

▶ 課税は・・・

毎年1月1日現在、町内に住所を有する人の前年所得に応じて課税されます。
 広く均等に負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」があります。
 非課税となるのは、次のとおりです。

均等割・所得割が非課税の人

- ・・・生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ・・・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下であった人
- ・・・前年の合計所得金額が
 (28万円×(本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数)
 +10万円+16.8万円)以下の人
 ただし、扶養がない場合は38万円以下

所得割が非課税の人

- ・・・前年の総所得金額等が
 (35万円×(本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数)
 +10万円+32万円)以下の人
 ただし、扶養がない場合は45万円以下

▶ 申告は・・・

毎年1月1日現在、町内に住所を有する人で、前年中に所得のあった人は、2月16日から3月15日までに申告してください。

ただし、次の場合は、申告する必要がありません。

- ・・・勤務先から給与支払報告書の提出があり、他に所得のない人
 - ・・・税務署へ確定申告書を提出した人
 - ・・・公的年金のみの収入で、他に控除するものがない人
- ※県民税・森林環境税は、町民税と併せて町が賦課徴収することになっています。

法人町民税

▶ 課税は・・・

町内に事務所・営業所を有する法人は、法人町民税を納めなければなりません。

課税は、次の3つに区分されます。

- ・・・町内に事務所または事業所を有する法人(均等割と法人税割)
- ・・・町内に寮などを有する法人で、町内に事務所または事業所を有しないもの(均等割)
- ・・・町内に事務所、事業所、寮などを有する公益法人など、または法人でない社団、財団で、代表者または管理人の定めのあるもの(均等割)(収益事業を行うものは、均等割と法人税割)

▶ 申告と納税は・・・

法人の事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に申告し、同時に納税することになっています。

軽自動車税

▶ 課税は・・・

4月1日現在、町内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

▶ 納税は・・・

税務課から送付した納税通知書で、納期限内に納めてください(毎年5月発送)。なお、年度途中で廃車しても、税金の払い戻しはありません。

▶ 申告・届出先

- ・・・125cc以下のバイク・小型特殊自動車 ▶ 役場
- ・・・三輪以上の軽自動車 ▶ 軽自動車検査協会奈良事務所
- ・・・二輪の軽・小型自動車 ▶ 奈良運輸支局

税金

生産者の愛情が注がれた全国の逸品の数々

日本は特産品であふれている

注文方法は
どれでもOK!

電話

FAX

インターネット

詳しくは

わが街とくさんネット

Check!

株式会社サイネックス 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5丁目3-15
 TEL:06-6766-3360 FAX:06-6766-3345

固定資産税

固定資産税は、所有している土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）の価格をもとに課税されます。

▶ 固定資産税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に固定資産を所有している人で固定資産課税台帳に登録されている人。

▶ 償却資産の申告

土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）を所有する法人または個人で事業を営んでいる人は、申告が必要です。

申告期間 …毎年1月中

▶ 固定資産税における評価額

固定資産税における評価額は、総務大臣の定めた固定資産評価基準に基づき、土地については地価公示価格など、家屋については再建築価格、償却資産については取得価格により算出しています。

課税標準額

…税額計算の基になる額を言い、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が課税標準額になります。

なお、土地については、住宅用地に対する課税標準の特例措置や負担調整措置が適用される場合、課税標準額は評価額よりも低くなる場合があります。

▶ 免税点

同一人が町内に所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が右表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

▶ 税額の算定方法

課税標準額×税率【1.58%】

▶ 固定資産価格の縦覧

決定された価格（評価額）は、固定資産課税台帳に登録され、その価格などの事項は、縦覧帳簿によりご覧いただくことができます。

縦覧期間は毎年4月1日から最初の納付期限の日までの間です。

各税の納付

納付方法は、口座振替、スマートフォン決済、指定金融機関や、コンビニエンスストア、地方税共通納税システム（eLTAX）、地方税お支払サイトまたは役場に直接納付書を持参し納付する方法等があります。

※ただし税目によってはご利用いただけない納付方法があります。

町たばこ税

製造たばこの卸売販売業者などが、町内の小売販売業者などに売り渡す際に、その本数に対して課税されます。

※たばこの価格には、「国たばこ税」「たばこ特別税」「県たばこ税」「消費税」「地方消費税」も課税されています。

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して、入湯客に課税されます。

入湯の税率は、入湯客1人1日について、150円となっています。

※課税免除の対象の方については、課税されません。

町税等納期限カレンダー

納期限は、納期月の末日です（ただし、12月は25日）。納期限が土・日・祝日に当たるときは次の平日になります。

納期月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町県民税			第1期		第2期		第3期			第4期		
固定資産税	第1期			第2期					第3期		第4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	

